

資料 3

(3) 第9期介護保険事業における自立支援・重度化防止等への取組の進捗状況について

別紙様式1-1

第9期介護保険事業計画 取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）総括表

【評価目標一覧】

市町村名	鶴岡市	所属名	健康福祉部長寿介護課
担当者名	佐藤 絵理	連絡先(Tel)	0235-35-1277（課直通）

	タ イ ト ル (フェイスシートのタイトルと一致)	自己評価結果 (◎、○、△、×)	その他 (県に支援してほしいこと等)
目標 1	I 地域にわたかなつなかりを広げるために	○	
目標 2	II いきいきと活動的な暮らしのために	○	
目標 3	III 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために	○	
目標 4	IV 認知症でも自分らしく暮らせるために	○	
目標 5	V 介護保険を知り、適切にサービスを利用するために	○	

※設定した評価目標の数に応じて欄は適宜修正してください。

- 「自己評価結果」欄は、目標に対する実施内容の達成状況について、「◎達成できた（数値目標があるものについては80%以上達成）、○概ね達成できた（同60～79%）、△達成はやや不十分（同30～59%）、×達成できなかった（同29%以下）」により記載してください。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	I 地域にわたるつながりを広げるために
------	---------------------

現状と課題

①暮らしを支える支援体制の構築

・社会福祉協議会の各福祉センターへの相談件数は増加している中で、複雑・複合的な課題を抱える方への多機関の協働、社会参加への支援や地域づくりを一体的に実施する体制整備が課題である。

②地域包括支援センターの機能強化

・地域包括支援センター（以下「センター」と記載）が対応する相談内容は多様化・深刻化している現状があり、センターが日常生活圏域における身近な福祉的総合相談窓口となるよう継続的な機能強化が課題となっている。

③在宅医療・介護連携の推進

・医療と介護の連携強化や専門職のスキルアップを目的とした研修会の開催、医療・介護資源の把握・公表等を行っている。研修会の参加者の固定化や ICT の更なる普及・活用が課題である。

④地域課題を解決するための社会基盤の整備

・市民の生活ニーズの充足を図るため、地域ケア会議にて日常生活圏域における地域課題を把握し、その解決と潜在化し明らかになっていない課題の把握を行うための取組を継続実施することが課題として挙げられる。

第9期における具体的な取組

①暮らしを支える支援体制の構築

・重層事業につなげる仕組みについて、市と社会福祉協議会で協議し、一体的な実施方法を検討する。また、鶴岡市福祉アドバイザー大橋謙策氏や地域福祉計画策定における宮城孝氏や大石剛史氏にご助言をいただき、事業全体についても検討を行う。

②地域包括支援センターの機能強化

・センターの活動の質の向上と適切な運営を行うため、国の評価指標を用いた評価及び PDCA サイクルの充実化等の継続的な実施を通じ、総合相談の拠点としての機能強化を図る。

③在宅医療・介護連携の推進

・多職種連携強化、専門職のスキルを目的とした研修会の開催、在宅医療・介護に関する相談窓口業務、円滑な情報共有のための ICT の活用促進、市民への ACP 等の普及啓発に取り組む。

④地域課題を解決するための社会基盤の整備

・地域ケア会議（地域ケア個別会議及び自立支援型地域ケア会議）を開催し、個別ケースに対する支援内容の検討を通じて、日常生活圏域における地域課題の把握に努め、解決に向け取り組む。また、各日常生活圏域より集約された地域課題は市全体の課題として地域ケア推進会議にて共有し、政策形成、地域づくり、資源開発に向けた検討を行う。

目標（事業内容、指標等）

第9期目標値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
複雑・複合的な課題があり重層的支援会議等で検討したケースの数	12件	19件	26件	33件
地域ケア個別会議の開催回数	55回	55回	60回	60回
地域ケア会議を通じて地域課題の解決に係る取組が行われた数	—	10件	10件	10件
医療機関・介護施設との連携が円滑にできていると感じている医療・介護従事者の割合	84.5%	85.1%	85.7%	86.3%

目標の評価方法

- 時点
 - ☐ 中間見直しあり
 - ☒ 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ 複雑・複合的な課題があり重層的支援会議等で検討したケースの数の目標達成
 - ・ 地域ケア個別会議の開催回数の目標達成
 - ・ 地域ケア会議を通じて地域課題の解決に係る取組が行われた数の目標達成
 - ・ 医療機関・介護施設との連携が円滑にできていると感じている医療・介護従事者の割合の目標達成
 - ・ 国の評価指標を用いた地域包括支援センターの評価

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル II いきいきと活動的な暮らしのために

現状と課題

①高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施の推進

・各地域の保健衛生推進員や食生活改善推進協議会員等の関係機関と、地域の現状や健康課題の共有を図りながら健康教育を企画・開催することにより、地域のニーズに合わせた生活習慣病予防の取組が図られている。健康講座や教室への参加者数は横ばいであり、新規参加者を増やす工夫が必要である。

・要介護状態の予防と、生活習慣病の重症化予防のため、健康診断の受診結果をもとに、訪問等により個別の保健指導を実施し、生活習慣の改善と健康管理を支援している。自覚症状がない場合など、行動変容まで至らない場合も多く、科学的根拠に基づく効果的な指導のためのスキルアップが必要である。

・様々な心身状況の高齢者が参加できるよう、関係機関と連携し、いきいき百歳体操をツールとした住民主体の介護予防通いの場づくりを進めている。いきいき百歳体操実施団体数・延数と参加延数は増加しているものの、活動実人数は横ばいで経過しており、さらなる推進が必要である。また、通いの場までの移動手段が課題となっている地域があり、歩いて行ける場所での通いの場の開催や通いの場までの移動手段の確保が必要である。

・身近な通いの場が、地域支え合いの仕組みづくりにつながる働きかけが必要である。

②社会参加と生きがいづくりの推進

・介護予防の効果が期待される社会参加や生きがい活動は、関係各課、民間事業等でさまざまな取組が行われているが、その活動の実態は把握しきれていない。さらに、その活動が個人にとどまらず、地域の支え手や担い手となるような働きかけが必要である。

・高齢者の就労的活動は、生涯現役生活、収入、地域活性化等につながる活動である。担い手養成研修受講者やシルバー人材センター会員等、意欲ある高齢者が学び、活躍できる場づくりが課題となっている。

③自立支援と重度化防止の推進

・令和7年度にいきいき百歳体操実施団体へ実施した生活状況についてのアンケートでは、参加者の約半数（55.2%）がフレイル状態、約3割（34.8%）がプレフレイル状態であるとの結果だった。地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等の関係機関と連携し、フレイル状態の高齢者を早期に把握し支援につなぐ体制の整備が必要である。また、リハビリテーション専門職が地域の通いの場等に積極的に関与し、介護予防専門職を身近に感じ、住民の介護予防の意識が高まるよう働きかけることも必要である。

第9期における具体的な取組

①高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施の推進

- ・コミセンなど地域内の身近な会場で、地域課題やニーズに合わせたテーマでの健康教育や健康相談を開催する。
- ・健康診断結果をもとに、訪問等により、必要時受診勧奨を行うとともに、個々の生活状況に合わせた個別の生活習慣改善のための保健指導を実施し、生活習慣病の重症化予防につなげる。
- ・いきいき百歳体操の立ち上げ支援と継続支援を行う。
- ・介護予防活動を推進するために、地域のサロンや老人クラブ等からの依頼による介護予防講座の実施や主体的・継続的に介護予防活動に取り組む団体に対し、地域介護予防活動支援事業補助金を交付する。
- ・地域のサロンや通いの場へリハビリテーション専門職を派遣し、フレイル予防の知識を普及する。

②社会参加と生きがいづくりの推進

- ・健康ポイント事業の周知と事業への参加勧奨を行い、多様な活動への参加のきっかけづくりの支援を行う。
- ・シルバー人材センター等と連携し、高齢者の就労機会の提供や生きがいづくり、社会参加を促進する。

③自立支援と重度化防止の推進

- ・地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等の関係機関が、地域のサロンや通いの場での支援を行う中で、フレイル状態の高齢者を早期に把握し、必要な支援につなぐ。
- ・介護予防・日常生活総合事業の入り口の見直しに係るリハビリテーション専門職による訪問アセスメントの試行的実施等により、地域包括支援センターなどの関係機関と、リハビリテーション専門職との連携を強化する。

目標（事業内容、指標等）

評価項目	令和5年度 (見込み)	第9期計画中の目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康教育・健康相談 (介護予防普及啓発事業) 実施回数と参加延べ人数	200回 4,000人	210回 4,100人	220回 4,200人	230回 4,300人
いきいき百歳体操実施団体数と 参加実人数	165団体 2,200人	175団体 2,300人	185団体 2,400人	195団体 2,500人
住民主体の通いの場への65歳以上 の参加実人数と割合 (通いの場：月1回以上、趣味 活動の通いの場合含む)	7,200人 16.7%	7,300人 16.9%	7,400人 17.1%	7,500人 17.3%
シルバー人材センター会員数	1,100人	1,100人	1,100人	1,100人
リハビリテーション専門職等による 支援回数	20回	25回	30回	35回
週1回以上外出している割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ 調査)	91.7%	—	—	増加
生きがいがあると回答した割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ 調査)	53.6%	—	—	増加

目標の評価方法

- 時点
 - ☐ 中間見直しあり
 - ☒ 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ 年間の健康教育・健康相談の件数と参加延べ人数
 - ・ いきいき百歳体操週1回実施団体数
 - ・ 住民主体の通いの場へ参加している高齢者数とその割合
 - ・ シルバー人材センター会員数

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル III 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために

現状と課題

①地域生活を支え合う仕組みづくりの推進

・既存の生活支援等サービスだけでは十分に対応できない「ごみ出し」や「電球交換」などのちょっとした暮らしの困りごとを、地域のつながりや住民の力を活かしながら、地域の中で生活を支え合う体制の継続的な整備及び拡充が課題となっている。

②住環境の整備と住まいの確保

・住まいに関する支援のうち、資金の融資あっせんや利子の一部助成事業の助成件数が少ない。

・養護老人ホームの入所待機者が増加しており、多くの待機者が入所までに時間がかかっている。

③在宅での生活と介護者に対する支援の充実

・在宅福祉サービスによる支援の拡充、介護する家族の身体的・精神的負担の軽減が課題である。

④災害と感染症に備えた体制づくり

・令和8年4月現在、市では985名の個別避難計画を完成しているが、個別避難計画について地域住民の理解が深まっていない。

第9期における具体的な取組

①地域生活を支え合う仕組みづくりの推進

・各地域包括支援センターに配置している第2層生活支援コーディネーターが、住民主体による地域支え合い活動の支援を行う。地域の関係者や多様な主体等とのネットワークが構築されることで、生活支援体制の充実強化を図り、支え合いの仕組みづくりを推進する。

・「担い手養成研修会」を継続実施する。地域での活動を行うための知識や技能習得を支援するとともに、高齢者が主体的・積極的に地域での役割を担おうとする意識の醸成を図り、地域のニーズに地域で取り組み支え合う仕組みづくりを行う。

②住環境の整備と住まいの確保

・住宅改修費の支給や高齢者住宅等整備資金の利子補給等を継続的に実施し、住まいに関する相談に来た市民に対し、養護老人ホームや軽費老人ホーム、生活支援ハウス等の施設に関する情報提供を行う。

③在宅での生活と介護者に対する支援の充実

・高齢者が安心して在宅での生活を続けるため、介護保険制度による給付にはないサービス（紙おむつ費用助成、訪問理美容サービス等）を本人のニーズに応じて提供する。介護者がストレスや悩みを抱え込まないよう、情報発信や啓発活動に努め、介護者同士の交流会、介護に関する講座の開催を推進する。

・紙おむつ費用助成や訪問理美容サービス、通院移送サービス等の在宅福祉サービスを継

続実施し、在宅生活継続のための支援の充実を図る。また、家族介護者交流支援事業を地域ごとに継続実施し、介護者同士での交流や、介護の知識や技術に関する講座の開催、個別のニーズに合わせた相談対応の機会を設け、介護者支援を推進する。

④災害と感染症に備えた体制づくり

- ・個別避難計画作成推進のため、福祉専門職へ個別避難計画作成について業務委託を実施する。

目標（事業内容、指標等）

第9期目標値	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支え合い活動の件数	688件	714件	740件	766件
終末期において、自宅で最期まで療養することが難しいと思う理由を「介護する家族に負担がかかる」と回答した割合 (在宅介護実態調査)	58.1%	—	—	減少
福祉避難所指定施設の割合	28.8%	35.0%	41.0%	47.5%

- ・広報誌において積極的に情報提供を行い、住環境整備に関する支援の件数を増加させる。

- ・養護老人ホームについて、市の措置が必要である高齢者のみ適切な入所を行う。

目標の評価方法

- 時点
 - ☐ 中間見直しあり
 - ☒ 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・地域支え合い活動の件数の目標達成
 - ・終末期において、自宅で最期まで療養することが難しいと思う理由を「介護する家族に負担がかかる」と回答した割合の目標達成
 - ・福祉避難所指定施設の割合の目標達成
 - ・環境整備に関する支援件数(住宅改修費、資金の融資あっせんや利子助成事業)
 - ・養護老人ホームの入所措置者数
 - ・生活支援ハウス入所者数

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル IV 認知症でも自分らしく暮らせるために

現状と課題

①認知症施策の推進

・市民が認知症を正しく理解すると共に高齢期の健康増進と生活習慣病予防を推進し、認知症の早期発見及び診断、治療へつなげていく必要がある。各地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員を中心とし「つるおかオレンジサポートの会（認知症キャラバン・メイトによる有志の組織）」等関係団体と連携し事業を進めている。認知症高齢者が増加する中、早期発見及び診断、治療へつなげるために、医療と介護の連携づくりの推進が十分に進んでいない。

②本人及び家族の思いを伝える場づくりの推進

・認知症本人や家族が身近な場で思いを伝える機会とした「認知症カフェ」は、設置の拡大までは至っておらず、地域住民や町内会、関係組織、団体等の方が身近な相談先の情報を知り、支援につなげることができるよう情報発信等の活用、啓発が十分に進んでいない。

③高齢者の尊厳保持と権利擁護の支援【成年後見制度利用促進計画】

・要支援高齢者が増加する中、虐待防止や成年後見制度について市民の理解への普及啓発が十分に進んでいない。

・国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき設置した鶴岡市成年後見制度中核機関（鶴岡市成年後見センター）と連携し、制度の趣旨及び相談窓口の周知に向けた取組や司法、福祉等の関係機関との地域連携ネットワークを構築し、多機関が協働した相談支援体制の整備等に係る取組を行う必要がある。

第9期における具体的な取組

①認知症施策の推進

・認知症サポーターや医療従事者及び介護職等を対象とした認知症対応力向上研修会を継続実施し、働く世代や認知症に関わりの少ない年代世代層を含めた地域、職域でのサポーター養成講座を実施した。各種健診受診により、生活習慣病対策及び脳血管性認知症予防の推進を強化し、各地域での健康教室等を開催し、疾病予防を推進した。

②本人及び家族の思いを伝える場づくりの推進

・地域包括支援センターや社会福祉協議会、ボランティア団体と連携し、本人や家族が抱えている負担や不安等を伝い合える場として「認知症カフェ」を開催した。

③高齢者の尊厳保持と権利擁護の支援【成年後見制度利用促進計画】

・高齢者虐待の防止等に係る市民への普及啓発の取組については、地域包括支援センターが地域のサロン等において、県作成の高齢者虐待防止啓発パンフレット等を活用した周知を実施するとともに、地域包括支援センターの受託法人が発行する広報紙への記事掲載などを通じて普及啓発を図った。

・鶴岡市成年後見制度中核機関と連携し、市民に対する制度や相談窓口の普及啓発に係る取組として、広報紙への記事掲載や出前講座の開催を行った。また、制度利用が必要な方が早期に支援を受けられるよう、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の関係団体と連携し、後見人等候補者の選任を行うとともに、後見人選任後に既存の支援者との顔合わせや以後の支援方針の検討を行うケース会議を開催した。

目標（事業内容、指標等）

評価項目	令和5年度	第9期計画中の目標		
	見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター年度養成者数およびH17年度からの累計養成者数	700人 21,200人	750人 21,500人	800人 22,300人	850人 23,150人
認知症の相談窓口を知っている人の割合（ニーズ調査）	45.6%	—	—	増加
認知症カフェの開設数	18カ所	19カ所	20カ所	21カ所
認知症カフェに参加する認知症本人の参加者数	15人	18人	21人	24人
高齢者虐待に係る相談の受理件数	600件	600件	700件	700件
成年後見制度に係る相談の受理件数	500件	500件	600件	600件

目標の評価方法

- 時点
 - ☐ 中間見直しあり
 - ☒ 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ 認知症サポーター年度養成者数およびH17年度からの累計養成者数
 - ・ 認知症の相談窓口を知っている人の割合（ニーズ調査）
 - ・ 認知症カフェの開設数
 - ・ 認知症カフェに参加する認知症本人の参加者数
 - ・ 高齢者虐待に係る相談の受理件数
 - ・ 成年後見制度に係る相談の受理件数

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル V 介護保険を知り、適切にサービスを利用するために

現状と課題

①持続可能な介護サービス提供体制の構築

介護ニーズが増大し、介護保険制度の運営が厳しい状況となることが予想される中、質の高い介護サービスの安定的な提供を図るとともに、事業所への研修・指導の支援及び市民への周知啓発を図る必要がある。

②持続可能な介護保険制度の運営【介護給付適正化計画】

65歳以上人口に占める要介護2～5認定者（中重度認定者）と要介護5認定者（最重度認定者）の割合が、全国より高い。また、全国より、更新申請者の軽度変化が少なく重度化した割合が多い。介護認定適正化事業業務分析データの全国との乖離が大きい項目がある。認定調査員・事業所職員等の資質向上を支援していく必要がある。

③介護人材の確保と業務改善の推進

高齢化の進行による介護需要の増大と人口減少による介護人材不足が顕在化しており、担い手の確保と人材の離職防止や定着促進につながる介護現場の業務改善を図る必要がある。

④介護保険制度の周知啓発の推進

幅広い世代の市民の介護保険制度全般の理解不足がある。制度の周知啓発とサービス情報の効果的な発信の必要がある。

第9期における具体的な取組

①持続可能な介護サービス提供体制の構築

(1) 介護保険サービス提供体制の整備

①施設サービス確保と在宅サービスの充実

(2) 介護サービスの質の向上

①研修等による質の向上

②介護保険事業者同士のネットワークの強化

③介護サービス相談員派遣活動の推進

(3) 介護保険制度の適正な運営の推進

①介護保険運営協議会等による計画の進行管理・事業評価の反映

②持続可能な介護保険制度の運営【介護給付適正化計画】

(1) 要介護認定の適正化

①要介護認定調査の平準化及び迅速化

介護認定調査票の全数点検、認定調査のデジタル化、介護認定調査員研修会の実施

②公平公正な認定審査の推進

介護認定審査会委員研修会の実施

(2) ケアマネジメントの質の向上・ケアプランの点検

①自立支援に向けたケアマネジメントの促進

ケアプラン点検・研修会

- ・事業所訪問（地域密着型サービス事業所等）によるケアプラン点検
- ・事業所委託による点検：認定調査状況と利用サービス不一致ケアプラン点検等
- ・テーマを定めた点検：居宅介護支援事業所主任介護支援専門員によるケアプランの点検
- ・定数越の訪問介護（生活援助サービス）を位置づけたケアプランの点検
- ・居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン点検
- ・多職種によるケアプランの点検（自立支援型地域ケア会議）
- ・介護支援専門員等ケアプラン研修会

住宅改修・福祉用具の点検

- ・住宅改修全数点検、疑義事案の現地確認
- ・住宅改修・福祉用具選定等にリハビリテーション等専門職の同行訪問・相談・支援
- ・住宅改修等研修会

(3) 適正な請求の推進

①医療保険・介護保険サービス請求の適正性の確保の推進

縦覧点検・医療情報との突合

適正化システム縦覧点検帳票による算定内容の確認

適正化システムの医療情報との突合帳票による算定内容の確認

(4) 介護保険事業の適正な運営の推進

①市指定事業所の運営に対する助言及び支援

- ・居宅介護支援事業所・地域密着型事業所の運営実地指導
- ・ケアプラン検証等による指導
- ・介護保険適正推進研修会
- ・生活機能改善をめざすサービス研修会
- ・鶴岡市推奨版 居宅サービス計画の基本的な考え方と書き方の手引きの更新作成及び利用勧奨

③介護人材の確保と業務改善の推進

(1) 介護人材の確保に向けた支援

- ①介護職員の処遇改善の促進
- ②介護現場のイメージアップの推進
- ③人材確保につながる情報発信等の発信

(2) サービスの質の向上に向けた業務改善の推進

- ①ICT等デジタル活用による業務効率化の推進

④介護保険制度の周知啓発の推進

(1) 介護保険制度の周知の強化

- ①介護保険制度の広報及び啓発活動
地域・団体・事業所への出前教室や研修会の開催
「介護保険だより」の発行

(2) サービス情報の効果的な発信

- ①相談窓口の周知徹底
- ②介護保険事業所情報等の発信

その他

地域包括ケア見える化システム、国保連 KDB システム及び要介護認定適正化事業業務分析データ、介護保険給付適正化情報等の活用による分析及び評価、データの活用

目標（事業内容、指標等）

サービス種別	令和 5 年度末整備予定数		9 期中の整備計画	年度別計画 R7	令和 8 年度末整備予定数	
	施設等数	定員数 (人)			施設等数	定員数 (人)
介護老人 福祉施設	12	804	転換 11 床	—	12	815
認知症対応型 共同生活介護	24	414	転換 45 床	—	26	459
特定施設入居者生 活介護	0	0	創設 128 床	—	1	128

取組み	第 9 期中目標（評価項目）		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
① 要介護認定の 適正化	要介護認定調査の平準化及び迅速化、及び公平公正な認定審査を推進する。		
	要介護認定調査票の点検割合		
	100%	100%	100%
② ケアプランの 点検	自立支援に向けたケアマネジメントを促進する。		
	ケアマネジメントの質の向上・ケアプラン点検 件数		
	250 件	250 件	250 件
③ 縦覧点検・医療情 報との突合	医療保険・介護保険サービス請求の適正性の確保の推進		
	医療情報との突合（突合区分 0 1・0 2）の実施割合		
	100%	100%	100%

目標の評価方法

- 時点
 - ☐ 中間見直しあり
 - ☒ 実績評価のみ
- 評価の方法

各事項の年間計画を策定し、実行、評価する。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和7年度 I 地域のあたたかなつながりを広げるために
----	-----------------------------

後期（実績評価）

実施内容

第9期実績値	令和5年度	令和6年度	令和7年度
複雑・複合的な課題があり重層的支援会議等で検討したケースの数	12件	11件	19件
地域ケア個別会議の開催回数	54回	29回	34回
地域ケア会議を通じて地域課題の解決に係る取組が行われた数	—	16件	11件
医療機関・介護施設との連携が円滑にできていると感じている医療・介護従事者の割合	84.5%	78.7%	87.0%

・国の評価指標を用いた地域包括支援センターの評価結果（令和7年度調査）

評価分野	本市地域包括支援センター (11センター) 平均	県平均	全国平均
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	80.0%	89.0%	88.3%
2 組織・運営体制	96.9%	91.1%	90.5%
3 総合相談支援事業	98.0%	93.8%	91.1%
4 権利擁護事業	98.0%	93.7%	91.0%
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	87.5%	87.0%	78.2%
6 地域ケア会議	92.2%	83.7%	88.2%
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援事業	98.0%	88.5%	86.8%
8 包括的支援事業（社会保障充実分）	97.5%	95.5%	91.5%

自己評価結果【〇】

①暮らしを支える支援体制の構築

・重層的支援会議等の検討ケース数は令和7年度の目標値を下回ったが、重層的支援会議や支援会議で支援関係機関や地域の関係者と対象者の支援について協議し、それぞれの役割をもって支援にあたることで、包括的な支援体制の整備を推進した。

②地域包括支援センターの機能強化

・地域包括支援センター（以下、「センター」と記載）の適切な評価を行うべく、国の評価指標をセンターと共有の上実施したところ、全センターにおいて県及び全国平均を上回る

評価結果が得られた。評価結果は令和7年度開催の地域包括支援センター運営協議会に諮り、協議会委員より意見聴取を行い、センターの機能強化につなげることとしている。

③在宅医療・介護連携の推進

・医療機関と介護施設の連携については、令和7年度の実績値が、令和6年度実績値、令和7年度目標値を上回ることができた。

④地域課題を解決するための社会基盤の整備

・地域ケア個別会議の開催回数は令和7年度の目標値を下回ったが、高齢者個人が抱える課題について多職種が協働して地域課題の把握を行うことで、多角的な視点から課題解決に向け取り組むことができた。

・地域ケア会議を通じた地域課題の解決に向けた取組の数は令和6年度目標値を上回ることができた。地域ケアネットワーク会議により、地域住民と関係機関が地域の福祉課題について話し合うことで、福祉事業所が地域貢献事業として買い物支援を立ち上げるに至った。

課題と対応策

【 課 題 】

・センターは高齢者に係る総合相談窓口として、複雑多岐にわたる相談内容に対応しており、夜間・休日の緊急対応など業務負担は年々増大している。また、後期高齢者人口の増加に伴う認知症高齢者への対応も増加しており、さらなる業務負担が見込まれることから、センターの機能強化に係る取組については継続的に実施する必要がある。

【 課題に対する対応策 】

・複合的な課題を抱える世帯等の相談に対応するため、相談支援における専門性の向上を目的とした研修会の開催等を通じて、地域包括支援センター職員の資質向上を図る。

また、地域の身近な相談窓口として多様な相談に対応する体制を確保するため、センターの活動状況に係るヒアリング等を通じた業務の検証・見直しと業務負担軽減に関する取組を進める。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和7年度	Ⅱ いきいきと活動的な暮らしのために
----	-------	--------------------

後期（実績評価）

実施内容

評価項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
健康教育・健康相談 （介護予防普及啓発事業） 実施回数と参加延べ人数	297回 4,863人	315回 5,037人	310回 5,093人
いきいき百歳体操実施団体数と 参加実人数	165団体 2,200人	175団体 2,331人	188団体 2,519人
住民主体の通いの場への65歳以上の参 加実人数と割合 （通いの場：月1回以上、趣味活動の通 いの場合含む）	7,180人 16.8%	6,957人 16.1%	7,124人 16.7%
シルバー人材センター会員数	923人	935人	951人
リハビリテーション専門職等による 支援回数	17回	30回	38回

①高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施の推進

- ・健康教育実施回数及び延べ人数 243回 4,481人（比較：令和6年度 251回 4,706人）
健康相談実施回数及び延べ人数 67回 612人（比較：令和6年度 64回 331人）
- ・住民主体の介護予防通いの場「いきいき百歳体操」
新規開始団体 13団体（週1回実施10団体、月2回実施団体3団体）
いきいき百歳体操実施団体に対する活動支援 207回 2,086人
地域ケア推進担当者等と連携して、いきいき百歳体操講座周知及び活動支援を実施。
- ・住民主体通いの場（月1回以上趣味活動等含む）団体数及び参加人数 518団体 7,124人
（比較：令和6年度 500回 6,957人）
- ・地域介護予防活動支援事業補助金交付団体
交付団体数及び実人数 58団体 1,146人（比較：令和6年度 59団体 1,126人）

②社会参加と生きがいづくりの推進

- ・シルバー人材センター就業延べ人員 71,421人（比較：令和6年度 72,064人）

③自立支援と重度化防止の推進

- ・地域リハビリテーション活動支援事業を活用した専門職派遣回数

職種及び派遣回数 歯科衛生士 7 回、理学療法士・作業療法士 27 回、
言語聴覚士 3 回、音楽健康指導士 1 回

自己評価結果【〇】

①高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施の推進

- ・健康教育の実施回数・参加延べ人数はやや減少傾向だが、「認知症」「フレイル」「ロコモ」の内容での実施では、前年に比べ、回数、参加者数ともに増加した。
- ・健康相談の実施回数・参加延べ人数は前年に比べ増加した。前年度減少した老人クラブやお茶のみサロン、独居高齢者会食交流会での健康相談回数・人数がともに例年並みとなった。
- ・いきいき百歳体操登録団体数は 188 団体となり、住民主体による介護予防通いの場活動は地域で拡大している。
- ・住民主体による通いの場（月 1 回以上、趣味活動等も含む）の団体数は増加しているが、参加人数は 7,124 人（65 歳以上の 16.7%）であり、横ばいで経過している。
- ・いきいき百歳体操実施団体の継続支援に向け、生活支援コーディネーター等と連携し、日常生活圏域での団体交流会の開催や団体の実情に応じた個別支援を実施し、「新たな参加者が増えた」「活動が活発になった」「活気が出た」等の変化が見られた。

②社会参加と生きがいづくりの推進

- ・令和 7 年度から、LINE を活用した健康ポイント事業を開始し、健（検）診受診や健康づくり、介護予防事業、スポーツイベント等への参加によりポイントを付与し、多様な活動への参加のきっかけづくりをはかった。
- ・シルバー人材センター会員数は、若干増加している。
- ・担い手養成研修会修了者に対し、情報交換会を実施し、活動状況把握を行った。

③自立支援と重度化防止の推進

- ・リハビリテーション専門職の派遣回数は、前年に比べ増加した。
- ・リハビリテーション専門職による地域の通いの場等への支援では、活動団体に対し、補助金の助成や講師招聘についての情報を提供。自主的にフレイル予防に関連する専門職を依頼し指導を得ている団体もあった。また、地域包括支援センター等に対し地域リハビリテーション活動支援事業の活用を勧めた。

課題と対応策

【 課 題 】

- ・健康教育・健康相談の回数・参加延べ人数は横ばいとなっており、新規参加者を増やすなどの取り組みの工夫が必要である。
- ・いきいき百歳体操実施団体数や住民主体の通いの場団体数は増加しているものの、歩いて行ける身近な場所での通いの場づくりが必要である。
- ・通いの場立ち上げに意欲的な地域の人材の把握と確保、立ち上げに向けた丁寧な支援が必要である。
- ・住民が主体的に健康づくりや介護予防、社会参加できるよう、意識啓発が必要である。
- ・地域のさまざまな介護予防に資する活動とリハビリテーション専門職をつなぐための取組を強化する必要がある。

【 対応策 】

- ・健康教育はテーマによって、参加者数の増減につながるため、地域課題とニーズに合わせた内容での実施をはかっていく。
- ・身近な場所で相談しやすい環境づくりをすすめていく。
- ・歩いて通える身近な場所で介護予防活動ができるよう、活動支援が必要な団体や地域を把握し、生活支援コーディネーター等と連携し実情に応じた支援を行う。
- ・介護予防通いの場情報を通いの場参加者と協働で発信する。
- ・フレイル予防と介護予防通いの場の周知啓発を行う。
- ・生活支援コーディネーター等の関係機関で協働し、担い手養成研修修了者や通いの場立ち上げに意欲のある市民につなぎ、活動につながるよう支援する。
- ・地域の介護予防に取り組む団体やフレイル状態にある高齢者がリハビリテーション専門職による支援を受けることができるよう支援する。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和7年度 Ⅲ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために
----	-------------------------------

後期（実績評価）

実施内容			
第9期実績値	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域支え合い活動の件数	741件	774件	880件
終末期において、自宅で最期まで療養することが難しいと思う理由を「介護する家族に負担がかかる」と回答した割合（在宅介護実態調査）	58.1%	—	—
福祉避難所指定施設の割合	28.8%	28.8%	29.5%

①地域生活を支え合う仕組みづくりの推進

- 生活支援コーディネーターが関わった地域支え合い活動の創出件数
13件（内訳・・・通いの場10件、地域食堂1件、認知症講座2件）
（令和3年度 29件、令和4年度 21件、令和5年度 17件、令和6年度 19人）
- 担い手養成研修会の修了者数
12人、累計274人
（令和3年度 30人、令和4年度 19人、令和5年度 18人、令和6年度 14人）

②住環境の整備と住まいの確保

- 住環境の整備への支援
介護が必要になっても住み慣れた自宅で自立した生活を送ることができるよう、高齢者の生活や身体状況に応じた住宅改修等について、介護保険サービス提供のほか、資金の融資あっせんや利子の一部を助成するなど、住環境の整備を支援した。
〈令和7年度 実績〉
住宅改修費の支給 申込件数 198件
高齢者住宅等整備資金の利子補給 助成件数 2件（新規申込1件）
- 住まいの確保への支援
経済状況や生活環境等に事情を抱える高齢者に対し、住宅セーフティネット制度による住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や鶴岡市居住支援協議会による調整・入居支援等の取組を推進することにより支援した。生活環境や身体状況の変化に応じて適切なサービスを受けながら安心した生活ができるよう、多様なニーズの受け皿になっている各種施設の設置状況を把握し、情報提供の推進に努めた。
〈令和7年度 実績〉

養護老人ホーム	入 所 者	95 名 (R7.3.31 時点)
高齢者生活福祉センター温寿荘	利用実人員	6 名 / 利用延日数 532 日
高齢者生活福祉センターであい	利用実人員	6 名 / 利用延日数 626 日
櫛引高齢者生活福祉センター	利用実人員	9 名 / 利用延日数 743 日

③在宅での生活と介護者に対する支援の充実

- ・紙おむつ等購入費助成事業
支給延べ人数 3,944 人 (令和 6 年度支給延べ人数 4,437 人)
- ・訪問理美容サービス事業
申請者数 68 人 延利用回数 153 回
(令和 6 年度申請者数 68 人 延利用回数 136 回)
- ・らくらく移送支援サービス
利用者数 189 人 (令和 6 年度 239 人)
- ・家族介護者交流支援事業
令和 7 年度実績 鶴岡地域 1 回、羽黒地域 4 回、温海地域 3 回、他地域各 2 回
合計 14 回開催/240 人参加
(令和 6 年度実績 鶴岡地域 3 回、羽黒庁舎 4 回、他地域各 2 回
合計 15 回開催/319 人参加)

④災害と感染症に備えた体制づくり

- ・個別避難計画の作成数
令和 8 年 4 月現在の作成数 985 名 (令和 7 年度作成数 345 名)

自己評価結果【○】

①地域生活を支え合う仕組みづくりの推進

- ・地域支え合い活動の件数については、令和 7 年度目標値を達成することができ、地域食堂など通いの場以外の活動も創出された。
- ・担い手養成研修会の修了者は減少したが、過去の修了者へアンケート調査を行い、情報共有が可能な方については、第 2 層生活支援コーディネーターを通じて、活躍の場へのマッチング支援を行うことができた。

②住環境の整備と住まいの確保

- ・介護が必要になっても住み慣れた自宅で自立した生活を送ることができるよう、住宅改修や利子補給といった事業を紹介し、住環境の整備を支援することができた。
- ・経済状況や生活環境等に事情を抱える高齢者に対し、各種施設の情報提供を行うとともに、緊急度が高い高齢者については市が優先的に措置をした。

③在宅での生活と介護者に対する支援の充実

- ・紙おむつ費用助成や訪問理美容サービス、通院移送サービス等の在宅福祉サービスを実施し、在宅生活継続のための支援の充実を図った。また、家族介護者交流支援事業を地域ごとに実施し、介護者支援を推進した。
- ・各在宅福祉サービスの利用者数は減少したが、訪問理美容サービスの対象要件の見直しを行うなど、ニーズに応じてサービスを提供できた。家族介護者交流支援事業の参加者は減少したものの、前年度からの継続的な参加者がみられた。

④災害と感染症に備えた体制づくり

- ・福祉避難所指定施設の割合については、令和 6 年度目標値を達成できなかったものの、

令和6年度に山形県立鶴岡養護学校から福祉避難所としての協定締結の相談があり、令和7年度に協定を締結した。

- ・町内会及び福祉専門職の協力により、個別避難計画の作成者数が増加したほか、荘内病院の協力により、医療的ケア児、難病患者の個別避難計画の作成者数が増加した。
- ・新たに鶴岡養護学校と福祉避難所協定を締結し、市内の福祉避難所は28施設となった。

課題と対応策

【課題】

- ・担い手養成研修の周知を広く行うとともに、継続的に修了生の研修後の活動実態把握を行い、活躍の場へ繋いでいく必要がある。
- ・住環境の整備のための資金の融資あっせんや利子の一部助成事業は助成件数が少数である。
- ・養護老人ホームの入所待機者が増加しており、多くの待機者が入所までに時間がかかっている。
- ・個別避難計画作成対象者に対する、計画作成者数が少ない現状にある。

【対応策】

- ・活動意欲のある担い手養成研修修了者をアンケートにより把握し、第2層生活支援コーディネーター等を通じて、住民主体の地域支え合い活動へのマッチングを進める。
- ・現在、養護老人ホームには長期の入所により、中重度の要介護状態となった入所者もいることから、施設と連携を図りながら入所者の身体状況等を把握し、本人に適したケアができる特別養護老人ホームへの移行を進めてくことで、入所希望者の申込みから入所までの待機期間の短縮化を図っていく。また、入所判定委員会時に、養護老人ホーム以外で住まいが確保できる方がいれば、別の住まいへ入れるよう関係機関に繋ぐといった支援をしていく。
- ・在宅福祉サービス等に対するの市民ニーズの有無を確認し、必要に応じて事業の見直しを行う。
- ・個別避難計画作成推進のため、福祉専門職へ個別避難計画作成について業務委託を実施し、計画策定を推進する。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和7年度 IV 認知症でも自分らしく暮らせるために
----	----------------------------

後期（実績評価）

実施内容

① 認知症施策の推進

- ・認知症サポーター養成講座開催数 31回（比較 令和6年度 34回）
- ・認知症サポーター数 1,0000人／年（比較 令和6年度 1,252人）累計 H17～23, 907人
- ・認知症を理解する教室 年6回実施 累計 187人（令和6年度 累計 213人）
- ・市民を対象とした認知症関連講演会 年2回

② 本人及び家族の思いを伝える場づくりの推進

- ・認知症カフェ開設数 16か所（運営主体は市・民間等、非公開含む）
（比較 令和6年度 353回）
- ・認知症カフェ市主催「ほっこりかふえ」年12回開催 累計 425人参加
- ・認知症カフェに参加する認知症本人の参加者数 28人（令和6年度 17人）
- ・SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか 年間登録者数 82人 累計 215人
- ・認知症見守りシール「どこシル伝言板」 年間登録者数 18人 累計 52人
- ・認知症対応力向上研修会の開催 年1回
- ・チームオレンジ・コーディネーター研修受講者 6人

② 高齢者の尊厳保持と権利擁護の支援【成年後見制度利用促進計画】

- ・鶴岡市高齢者障害者虐待防止等連絡協議会 年1回開催
- ・成年後見制度中核機関による相談支援件数 年27件
- ・成年後見制度中核機関による出前講座の開催 年3回
（R7.5.27 多機能ホーム宝田、R7.9.26 鶴岡市第6学区民生児童委員協議会定例会、
R8.2.13 一人暮らし高齢者会食交流会）
- ・成年後見制度中核機関による成年後見人等の受任候補者調整会議 年6回開催
（高齢者14ケースに係る検討を実施）
- ・成年後見制度中核機関による後見人等選任後の支援チームの形成に係るケース会議の開催 年7回

自己評価結果【○】

① 認知症施策の推進

- ・小中学校でのサポーター養成講座の開催数は減少したが、平成17年度からの累計養成者数の目標値は達成し、認知症を正しく理解するための周知啓発に係る取組を実施した。

② 本人及び家族の思いを伝える場づくりの推進

- ・介護施設における認知症カフェは休止となり、開設数の増加には至らないが、認知症本人の参加者数が増加し、本人や家族の思いを共有し合える場づくりの推進を図った。

③ 高齢者の尊厳保持と権利擁護の支援【成年後見制度利用促進計画】

- ・高齢者障害者虐待防止等連絡協議会で、各分野の委員との意見交換を通じて高齢者虐待

防止ネットワークの強化を図った。

- ・成年後見制度中核機関の取組を通じて、制度の趣旨及び相談窓口の周知、福祉や司法等の多機関と協働した相談支援体制の整備に係る取組を実施した。

課題と対応策

【 課題 】

- ・コロナ禍において認知症カフェの開催が困難であった事業者等は、未実施となりカフェを運営する人材の確保、団体の検討を行っていく。

- ・認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の利用ニーズは増加している。成年後見人等の受任者は主に弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職や、鶴岡市社会福祉協議会による法人後見が多くを占めているが、受任可能な専門職等の数は限られている上に受任可能件数についても年々減少している。このため、後見人等の受任体制を確保し、受け皿を拡充する必要がある。

【 対応策 】

- ・地域包括支援センター、地域組織、各法人、ボランティア団体と連携し新規カフェ開催、内容充実に向け「カフェ出前教室」の開催、内容や開催方法の普及啓発を行う。

- ・市民後見人の受入体制の整備を進める。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和7年度	V	介護保険を知り、適切にサービスを利用するために
----	-------	---	-------------------------

後期（実績評価）

実施内容

①持続可能な介護保険サービス提供体制の構築

(1) 介護保険サービス提供体制の整備

①施設サービス確保と在宅サービスの充実

介護老人福祉施設 0 床

認知症対応型共同生活介護 27 床

特定施設入居者生活介護 0 床

(2) 介護サービスの質の向上

③介護サービス相談員派遣活動の推進

介護サービス相談員施設訪問件数 334 件

②介護保険事業の適正な運営【鶴岡市介護給付適正化計画】

(1) 要介護認定の適正化

介護認定調査票の全数点検 6,149 件

介護認定調査員研修会の実施 6 回 参加人数 94 人

介護認定審査会委員研修会の実施 6 回 参加人数 103 人

鶴岡市介護認定調査サブマニュアルの作成

(2) ケアマネジメントの質の向上、ケアプランの点検

多職種共同によるケアプランの点検(自立支援型地域ケア会議) 54 件

多職種共同によるケアプランの再点検 54 件

事業所運営指導(地域密着型サービス事業所等)によるケアプランの点検 43 件

居宅介護支援事業所主任介護支援専門員によるケアプランの点検 16 件

事業所委託による点検 20 件

テーマを定めた点検 16 件

定数越の訪問介護(生活援助サービス)を位置づけたケアプランの点検 4 件

軽度者の福祉用具貸与ケアプラン点検 39 件

有効期間の半数を超える短期入所ケアプラン点検 35 件

住宅改修・福祉用具の点検

住宅改修全数点検 198 件

疑義事案確認 3 件

住宅改修・福祉用具選定等にリハビリテーション等専門職の同行訪問・

相談・支援 3 件

要介護認定有効期間の半数を超える短期入所介護を計画に位置付けた場合の

点検・指導 35 件

介護支援専門員ケアプラン研修会 1 回 参加人数 101 人

福祉用具国保連データを基に点検を行い、定期的な事業所実地指導・ケアプラン

点検等で確認

(3) 適正な請求の推進、縦覧点検・医療情報との突合

適正化システム縦覧点検帳票による算定内容の確認 点検件数 3,232 件

4 帳票を国保連に委託、要介護認定の半数を超える短期入所受給者一覧表、

軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表、認定調査状況と利用サービ

スの不一致一覧表を市で実施
適正化システムの医療情報との突合帳票による算定内容の確認
突合件数 14,006 件国保連合会へ委託

(4) 介護保険事業の適正な運営の推進

居宅介護支援事業所・地域密着型事業所の運営実地指導 21 回
介護保険適正推進研修会（介護保険事業者連絡協議会研修会）1 回参加人数 93 人
介護保険適正推進・市民及び介護保険事業者研修会 1 回 参加者数 75 人
住宅改修等研修会 1 回 参加人数 83 人
生活機能改善をめざすサービス研修会 1 回 参加人数 72 人
介護保険 NEWS の発行 4 回
鶴岡市推奨版 居宅サービス計画の基本的な考え方と書き方の更新作成と手引きの利用勧奨

③介護人材の確保と業務改善の推進

市内高校の「介護職員初任者研修」へ所属職員を講師派遣した。
コミュニケーションシステムを導入し、271 事業所で運用している。

④介護保険制度の周知啓発の推進

(1) 介護保険制度の周知の強化

市民啓発及び研修会

地域・団体・事業所への出前教室や研修会の開催 25 回 参加人数 380 人
「介護保険だより」の発行 2 回

その他

地域包括ケア見える化システム、要介護認定適正化事業業務分析データ、介護保険給付適正化情報等の活用による分析及び評価、データの活用

自己評価結果【〇】

①持続可能な介護保険サービス提供体制の構築

【施設等の整備計画】

サービス種別	令和 6 年度末整備予定数		9 期中の 整備計画	令和 7 年度
	施設等数	定員数（人）		
介護老人 福祉施設	12	808	転換 4 床	0 床
認知症対応型 共同生活介護	25	432	転換 45 床	27 床
特定施設入居者生活介護	0	0	創設 128 床	0 床

②持続可能な介護保険制度の運営【介護給付適正化計画】

取組み	第9期中目標（評価項目）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 要介護認定の 適正化	要介護認定調査の平準化及び迅速化、及び公平公正な認定審査を推進する。		
	要介護認定調査票の点検割合		
	100%	100%	100%
② ケアプランの 点検	自立支援に向けたケアマネジメントを促進する。		
	ケアマネジメントの質の向上・ケアプラン点検 件数		
	250 件	250 件	250 件
③縦覧点検・医療情 報との突合	医療保険・介護保険サービス請求の適正性の確保の推進		
	医療情報との突合（突合区分01・02）の実施割合		
	100%	100%	100%

要介護2～5の認定率は、全国が上昇しているのに対し、本市は上昇を抑えられている。また、要介護2～5の認定者の割合と、介護度が5の認定者の割合共に、年々低下している。

・要介護認定調査票の点検を100%実施できた。業務分析データ評価項目7項目の中で4項目目標値を達成することができた。

・ケアプランの点検 250件以上実施できた。

・縦覧点検・医療情報との突合 100%実施できた。

③介護人材の確保と業務改善の推進

・市内高校の「介護職員初任者研修」への講師派遣し、将来の人材確保につながる取組を推進した。

・「担い手養成研修」を実施したが、通いの場に関わっている総合事業サービスAの担い手にはなっていない。

・県や関係機関が実施する各種研修の情報を幅広く事業所に提供し、事業所職員の人材育成を支援した。

・LINEワークスを導入し、事業所と行政の連絡業務の効率化に努めた。

・介護事業所管理者、法人代表者向けに介護人材確保をテーマにした研修会を開催した。

・介護保険だよりで介護助手の仕事の紹介をしたところ、ハローワークへ問い合わせが増加した。

④介護保険制度の周知啓発の推進

介護保険だよりで、介護認定申請のタイミングや介護保険料の決定について取り上げ、適切にサービスを利用するよう市民への周知を行った。

課題と対応策

①持続可能な介護保険サービス提供体制の構築

適正水準を超える施設整備は保険料の増大につながり、持続可能なサービス提供体制に影響を与えるため、今後必要となるサービスに応じた施設整備を検証する。

②持続可能な介護保険制度の運営【鶴岡市介護給付適正化計画】

要介護認定適正化事業業務分析データの評価項目で中間評価項目における全国比較では、「両下肢の麻痺」は「なし」が多い方に大きく乖離しているが、「移乗」「移動」は

「介護されていない」が少ない方に大きく乖離しており、「見守り」「全介助」が多い。しかし、「座位保持」「短期記憶」の乖離は少なく、全体的に乖離数は減少してきている。現状を分析し、介護認定調査票の点検・認定調査員の研修を行い、適正な調査を行う。

ケアプランの点検においては、本人・家族具体的意向の確認、疾病関連情報の収集、多角的アセスメント、医療職・サービス担当者との連携が不十分という課題がある。これらの解決に向け、ケアプラン研修会とケアプラン点検を実施する。

認知症がある人の傾向は、1年後の要介護度が悪化し、死亡する傾向があり、認知症がない人の傾向は、通所リハビリや訪問看護を利用し、4年後の介護度の改善が大きかった。介護サービス利用者の傾向は、「3食きちんと食べる」「1年間で転んだか」「週1回以上の運動習慣」で生活習慣改善がある人の4年後の要介護度の改善が大きかった。これらの分析を市民・介護従事者等への研修で周知し、介護予防・自立支援・重度化防止について意識啓発を図る。

③介護人材の確保と業務改善の推進

介護人材不足や将来の担い手減少は依然として本地域において重要な課題であり、関係機関等と連携しながら、引き続き介護事業所の人材確保や育成の支援に努める。

④介護保険制度の周知啓発の推進

要介護2～5認定率・要介護5の認定率は低下しているが、全国より高い。また、全国より更新申請者の軽度変化の割合が低く、重度変化の割合が高い。市民・介護従事者等の研修を実施し、介護予防・自立支援・重度化防止について意識啓発を図る。

第9次山形県介護保険事業支援計画の進捗管理に係る
介護給付適正化主要3事業の実施状況報告（令和7年度）

市町村名：鶴岡市

1 要介護認定の適正化について

県では、(1)業務分析データの活用等による特徴と課題の把握、(2)認定調査結果の事後点検の両方の実施をもって、「要介護認定の適正化」を実施しているという捉え方をしています。

(1) 業務分析データの活用等による特徴と課題の把握について

➡ 厚生労働省 HP「要介護認定適正化事業」(<http://www.nintei.net>) から取得可能な「業務分析データ」等を活用して、貴市町村における認定に係る特徴（偏り）や課題を確認し、機会を捉え、認定調査員・介護支援専門員・審査会委員等に周知し検討することにより、要介護認定の適正化を図ることをいいます。

① 次のうち、いずれか当てはまる方に○を記入してください。

☒ ア 実施した イ 実施しなかった

② (①で「ア 実施した」を選択した場合) 実施内容・回数等を記載願います。

介護認定調査員現任研修会	1回
訪問型認定調査員学習会	5回
介護認定審査会委員現任研修会	1回
介護認定審査会委員新任研修会	1回
介護認定審査会現地支援	3回
介護認定審査会事務局研修会	1回
介護保険適正推進運営会議	1回
鶴岡地区医師会主治医研修会	1回
鶴岡市介護保険だよりの発行	2回（市民向け）
介護保険 NEWS	4回（事業者向け）

③ (①で「イ 実施しなかった」を選択した場合) その理由や今後の実施方針を記載願います。

(2) **認定調査結果の事後点検について**

↳ 委託で実施した認定調査の結果について、認定審査会に諮る前に保険者職員が内容を確認することをいいます。

① 次のうち、いずれか当てはまる方に○を記入してください。

☒ ア 実施した イ 実施しなかった

② (①で「イ 実施しなかった」を選択した場合) その理由を記載願います。

--

2-1 ケアプランの点検について

(1) **訪問調査等による点検について**

↳ 居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、保険者職員が実地での点検等により、介護支援専門員とともに確認検証を行うことをいいます。

① 次のうち、いずれか当てはまる方に○を記入してください。

☒ ア 実施した イ 実施しなかった

② (①で「ア 実施した」を選択した場合) 実施方法、点検した事業者数、点検件数(プラン数)を記載願います。

実施方法：居宅介護支援事業所等運営指導に併せて実施

点検した事業所数：28

ケアプラン点検数：96

③ (①で「イ 実施しなかった」を選択した場合) その理由や今後の実施方針を記載願います。

--

2-2 住宅改修の点検について

(1) **住宅改修の点検における「書面による点検及び現地確認」について**

↳ 被保険者からの申請を受け、工事施工前・施工後に申請書類・工事見積書・写真等により改修内容の審査点検を行うとともに、費用が高額なもの、改修規模が大きく複雑なもの、書類等からでは内容がわかりにくいケース等について、現地確認を行うことをいいます。

① 次のうち、いずれか当てはまる方に○を記入してください。

☒ ア 実施した イ 実施しなかった

- ② (①で「ア 実施した」を選択した場合) 現地確認の件数、現地確認が必要と判断した理由等を記載願います。

地確認の件数：3件

理由：・手すりの設置の確認等。

・介護度と改修内容の適正について確認等

- ③ (①で「イ 実施しなかった」を選択した場合) その理由や今後の実施方針を記載願います。

2-3 福祉用具購入・貸与調査について

- (1) 福祉用具購入・貸与調査における「訪問調査等の実施」について

↳ 福祉用具利用者について、訪問調査や適正化システム出力帳票等を用いての点検を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認することをいいます。

- ① 次のうち、いずれか当てはまる方に○を記入してください。

ア 実施した イ 実施しなかった

- ② (①で「ア 実施した」を選択した場合)、訪問調査の実施件数、国保連帳票の活用状況を記載してください。

訪問調査の実施件数：3件

軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表を活用し409件点検を実施した。

- ③ (①で「イ 実施しなかった」を選択した場合) その理由や今後の実施方針を記載願います。

概要

3 医療情報との突合・縦覧点検について

↳ 医療情報との突合 …医療保険担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ることをいいます。

↳ 縦覧点検 …受給者毎に複数月にわたる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うことをいいます。

① 次のうち、いずれか当てはまる方に○を記入してください。

☒ ア 実施した イ 実施しなかった

※ 国保連合会への委託により全保険者が実施しています。

② 国保連合会から提供されるデータ帳票（縦覧点検結果・突合結果等）について、確認・検証を実施している場合は、実施内容・頻度等を記載してください。

短期入所受給者一覧表 65 件、軽度の要介護者に係る福祉用具貸与品目一覧表 409 件、認定調査状況と利用サービスの不一致一覧表 19 件、支給限度額一定割合超 7 件を点検（毎月 1 回）し、指定権者への情報点検や適正化事業への反映、過誤調整等を適宜行った。

4 介護給付費通知について

↳ 保険者から受給者本人（家族を含む）に対し、介護給付費の給付状況等について通知することにより、適切なサービス利用について普及啓発することをいいます。

① 次のうち、いずれか当てはまる方に○を記入してください。

ア 実施した ☒ イ 実施しなかった

② (①で「ア 実施した」を選択した場合)、実施件数、国保連帳票の活用状況を記載してください。

--

5 その他の取組みについて

上記以外で、介護給付適正化のために実施している取組みがある場合は、その内容を記載してください。

「介護保険適正推進員」として会計年度任用職員等 3 名（保健師）を専任職員として配置し積極的推進に努めている。

「介護保険出前教室」と称し、介護保険の理念や仕組み、利用方法、課題等について市民や事業所の啓発に努めている。